

第1章 プランの概要

1 計画策定の背景

日野市（以下、「本市」という。）では、平成13年3月、第4次日野市基本構想・基本計画「日野いいプラン2010」を策定し、将来都市像を「ともに創りあげる 住みいい・ここちいい・いきいきのまち 日野」と定め、協働 と市民参画で進めるまちづくりの方向性を示しました。

こうした中、平成17年10月に「ともに支え合い 安全に安心して暮らせるまち 日野」をめざし、「誰もがその人らしく生きることができ 一人ひとりが地域を支え 地域が一人ひとりを支える」という理念のもと「地域福祉総合計画（ともに支え合うまちプラン）」（以下、「第1期計画」という。）を策定し地域福祉の推進に努めてきました。

一方、第1期計画策定後これまでの間、高齢者分野では「介護保険法」の大規模改正、障害者分野では「障害者自立支援法」の施行、保健医療の分野では、医療制度改革が行われました。児童分野では「次世代育成支援対策推進法」が施行された後も、少子化対策として「新待機児ゼロ作戦」が策定されるなど、保健福祉分野における制度は大きく変化しています。

また、大規模な地震が発生し、その犠牲者の中には災害時の避難行動や避難生活において支援を必要とする方（以下、「要援護者」）が多く存在していたことが判明しており、平成19年8月の厚生労働省（社会・援護局長）通知により「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が定められました。本市においては、平成19年度から庁内で検討を始め、平成20年度に「日野市災害時要援護者避難支援計画」を作成し、モデル地区で問題点の把握を行っているところです。

このような時代の変遷とともに長引く不況の中、人々の生活様式や価値観の多様化、少子高齢化、単身化の進展、家族単位の縮小化、人口の減少など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています。また、子育て、高齢者の介護、障害者の支援など、これまでは家庭の中で行われてきた介護等を家庭だけで担うことが難しくなっています。

これらに対応するため、様々な福祉サービスが求められていますが、一方で財政状況の好転が見込みにくい中で、地域における支え合いがより一層重要になっています。地域に住む住民が相互に助け合い、活動に積極的に参画していくことで、誰もがその人らしく安心して生活を送ることのできる地域社会をつくる（＝地域福祉の推進）ことがより一層求められています。

2 計画の目的

日野市では、平成17年10月に「地域福祉総合計画(ともに支え合うまちプラン)」を策定し、「ともに支え合い 安全に安心して暮らせるまち 日野」をめざし、「誰もがその人らしく生きることができ 一人ひとりが地域を支え 地域が一人ひとりを支える」という理念のもと活動を実施してきました。

「第2期計画」(以下、「本計画」という。)は、第1期計画を評価し、「ともに支え合い 安全に安心して暮らせるまち 日野」の実現に向け、第1期計画を引継ぎ発展させながら、これまでの成果を踏まえ、具体的かつ実現性の高い計画を策定するものです。

3 計画の位置づけ

これからの社会福祉に求められるのは、従来のような限られた人を対象とした保護や支援にとどまらず、生活上のさまざまな問題から、自立した生活を維持できない状況にある人々に対して、行政をはじめ地域住民や社会福祉の事業者や活動を行う者が相互に協力し、一人ひとりが人としての尊厳をもち、地域社会でその人らしい安心できる生活を送れるよう自立を支援することです。本計画は、そうした背景を踏まえ、次のような位置づけに基づき策定するものです。

◎社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画

「ともに支え合うまちプラン」(地域福祉計画)は、社会福祉法第107条に規定された市町村地域福祉計画として、地域福祉の推進と福祉サービスの理念を明らかにするものです。

◎「日野いいプラン2010」を実現していくための計画

日野市基本構想・基本計画「日野いいプラン2010」が掲げる「ともに創りあげる 住みいい・ここちいい・いきいきのまち 日野」を地域福祉の側面から実現していくための計画です。

◎日野の福祉の指針を示す計画

市民一人ひとりが地域を支え、地域が市民一人ひとりを支えるまちづくりを目指すため、これからの日野の福祉の進むべき方向を示した計画です。

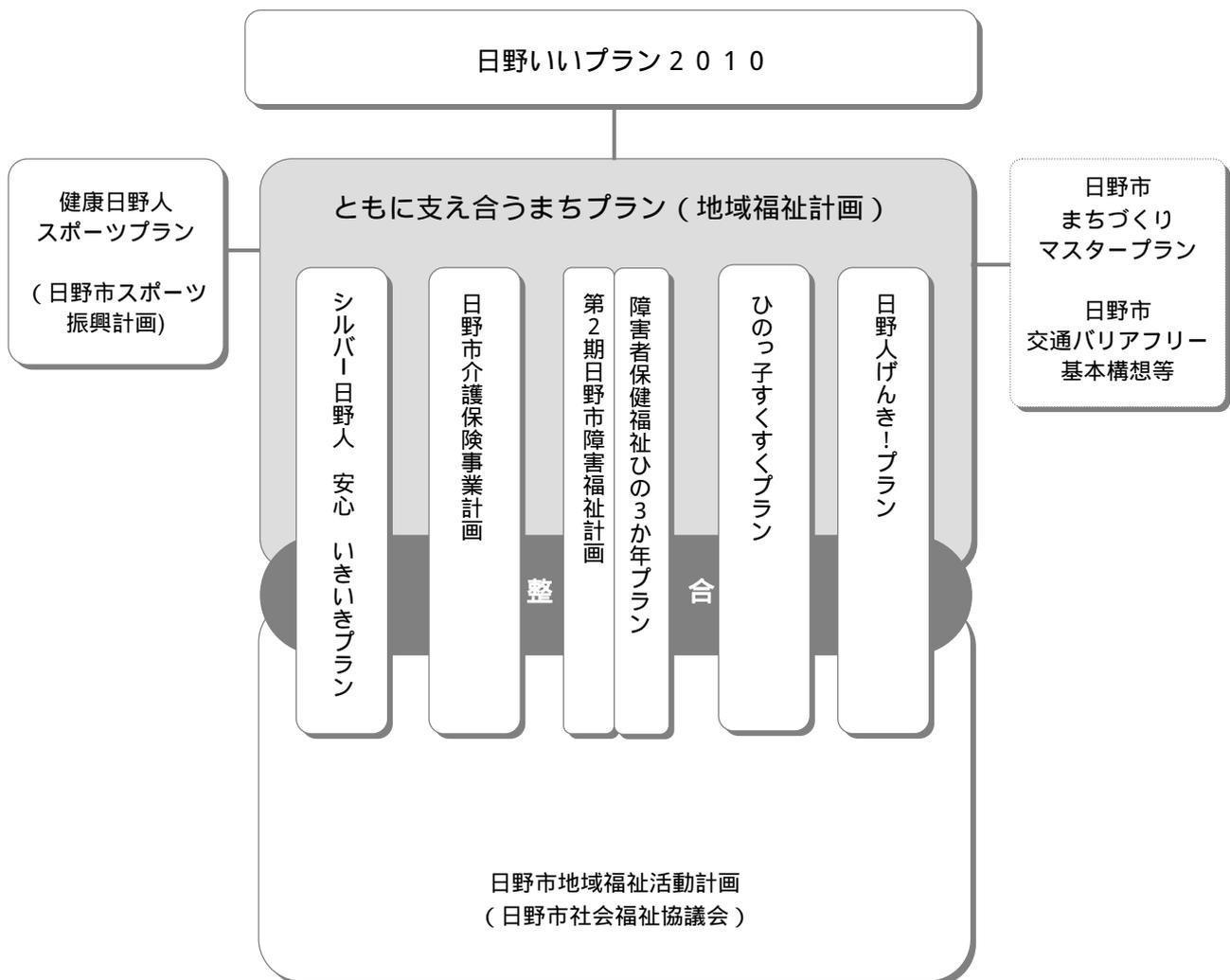
◎個別計画を横断する計画

「日野人げんき！プラン」、「ひのっ子すくすくプラン」、「障害者保健福祉ひの3か年プラン」、「第2期日野市障害福祉計画」、「日野市介護保険事業計画」、「シルバー日野人 安心 いきいきプラン」(以下、「個別6計画」という。)を地域福祉推進の視点からとらえ、地域での展開が円滑に行われるよう、その体制、仕組みなどを横断的につくり、推進する計画です。

◎市民と行政が協働^{*}して推進する計画

市民と行政が協働して身近な地域の地域福祉を推進し、本計画をより実現性の高いものとするため、日野市社会福祉協議会との連携を強化するとともに、日野市社会福祉協議会が策定する「日野市地域福祉活動計画」との整合を図りながら推進する計画です。

図 計画の位置づけ



4 第2期地域福祉計画の考え方

本計画は、第1期計画を踏まえ、より実現性の高い計画とするため、以下のような考え方を盛り込んだ計画とします。

① 横断性

地域の視点から保健・福祉施策を横断的に取り組む計画です

本計画は、個別部門の6計画に掲げる保健・福祉施策を縦割りではなく、地域の視点で横断的に取り組むための方策を盛り込んだ計画です。

② 役割の明確化

地域福祉計画の役割を明確にした計画です

本計画は、個別6計画と地域福祉計画との役割を考慮し、各計画の分野については個別計画に委ね、地域福祉計画においては地域における総合的なサービス体制の整備を目標に計画し、個別計画とあわせより一層の地域福祉の推進を図るとともに、日野市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との内容の整合を図った計画です。

③ アクションプラン*

自助・共助・公助により地域福祉を推進するための計画です

本計画は、自助・共助・公助の考え方を明らかにし、様々な主体による協働によって地域福祉を推進する方策を盛り込んだ計画です。

④ 地域力の活用

日野の地域力を最大限活かした計画です

本計画は、これからの地域福祉推進の手法について考え、具体化するとともに、地域の力を活かすことを主眼とした計画です。

⑤ 市民参画

策定、実施、評価への市民参画を求める計画です

本計画は、策定、実施、評価のあらゆるステップで市民参画により進めていく計画です。

5 計画の期間

本計画の期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 か年です。

ただし、社会情勢の変化や法改正の状況、個別計画の進捗等に応じ、必要な見直しを行います。

6 策定過程

(1) 策定委員会での検討

公募による市民委員をはじめ、学識経験者、民生委員児童委員、老人クラブ、ケアマネ協議会、育成会など福祉関係者及び行政などで構成された日野市地域福祉計画策定委員会で検討を進めてきました。

(2) 庁内調整委員会での検討

関連する担当課に企画、まちづくりの部門を含めた庁内調整委員会を設置し、必要に応じ意見調整を図りつつ、進めてきました。

(3) 関係団体へのヒアリングの実施

今後の地域福祉の担い手でもある関係団体へのヒアリング及びアンケート調査を行い、地域の実情や問題点等を把握し、問題解決に向け検討を進めてきました。

(4) パブリックコメント^{*}及び説明会の実施

上記の検討を経て、策定委員会でまとめた素案をもとに、より多くの市民の意見を集約するため、パブリックコメントを行いました。

また、パブリックコメントと並行して市民及び関係団体への説明会を実施し、意見を伺いました。